

モニタリングに係る「特段の事情」の取り扱いについて

R6.4.1

諏訪広域連合 介護保険課

※ 令和6年度4月から本運用となります。

1 居宅介護支援事業におけるモニタリングについて

モニタリングにあたっては、特段の事情がない限り、少なくとも月1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することとなっています。

この場合の「特段の事情」とは、利用者の事情により利用者の居宅を訪問して利用者に面接することができない場合を指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれないものとされています。

2 特段の事情に係る処理方法

自宅でのモニタリングを実施する方法を多角的に検討し、居宅に帰ることが困難だと判断した時点で、該当する月中に諏訪広域連合へ事前に電話等で状況をお知らせください。入院についての、申請書提出は不要です。月を跨ぐ入院の場合、従来通り電話での連絡をお願いします。経過記録へ「モニタリングの予定日」、「入院日・診断名」「退院見込み」の主な要点を記録しておいてください。その月に本人、家族と相談し、結果として居宅に帰ることができず、居宅でのモニタリング実施ができなかった場合、翌月1～5日（5日が休日、祝日の場合は、3日または4日）の間に、諏訪広域連合へ「モニタリングに係る「特段の事情」申請書（以下、申請書とする）」をメールにて提出してください。

※毎月10日の請求時に間に合うよう、諏訪広域連合より「特段の事情」の可否について回答をします。

ただし、判断に迷う場合はこの限りではありません。モニタリングが困難なケースを抱えた時点で電話等にて相談、早めに申請書の提出をお願いいたします。

※新型コロナウイルスへの対応に関するケースについてはこの限りではないため、該当する場合には諏訪広域連合までお問い合わせください。

【注意すること】

- ・申請書を提出する時期は、結果として本人、家族と相談し居宅に帰ることができず、居宅でのモニタリング実施ができなかった場合、翌月1～5日（5日が休日、祝日の場合は3または4日）の間であること。
- ・諏訪広域連合に申請をせずに事業所独自で特段の事情と判断し、居宅でのモニタリングを行っていなかった場合には、運営基準減算（不適切な給付として返還）となること。
- ・支援の内容によっては、特段の事情と認められない場合もあること。（申請書の提出を受け、再度内容を確認し、必要に応じて電話等で追加聞き取り後、諏訪広域連合にて検討し、特段の事情に該当するかメールにて回答します）
- ・地震・風水害や火災により利用者の居宅が被災したために、利用者の居宅でのモニタリングが出来なかった場合。また、利用者が死亡され、モニタリングが出来なかった場合は申請書提出不要。経過記録にやむを得ない「特段の事情」として諏訪広域連合が認めた旨を残すこと。
- ・「特段の事情に該当する」との回答を受けた場合は、諏訪広域連合より発出した書面を保存、記録しておくこと。

・福祉用具貸与をされている方の場合、本人不在のまま長期間不要のレンタルにならないよう居宅の確認に努めること。

【申請書に記入する主な内容】

- ・介護者の状況
- ・居宅でモニタリングができない理由（本人・家族等との相談内容、把握した状況、事業所として検討した内容等を記入してください）
- ・短期入所サービスを継続して利用する場合には今後の方針
- ・介護保険施設等への入所支援、もしくは在宅復帰に向けて介護支援専門員として行っている支援

※その他個別事例の判断にあたり、内容に応じ必要と思われる資料の提出を求める場合があります。

3 新規・更新申請、特段の事情に該当しなくなった場合の取り扱い

(1) 新規

以下の場合、申請区分を「1 新規」とします。

- ・初めて居宅でモニタリングができなかった場合
- ・過去に「特段の事情」と判断を受け、翌月以降は居宅でモニタリングができていたが、その後、居宅でモニタリングができなかった場合（今回の理由が過去の理由と同内容であっても「1 新規」とします）

※「1 新規」については、申請書のすべての項目について記入をしてください。

(2) 継続

新規申請し「特段の事情」と判断を受けた後、翌月以降も引き続き居宅でのモニタリングが困難であった場合、申請書の申請区分を「2 継続」とし、変更があった部分と引き続き居宅でモニタリングができない理由（本人・家族等との相談内容、把握した状況、事業所として検討した内容等）を記入してください。

(3) 終了

以下の場合、申請区分を「3 終了」とします。

- ・申請により「特段の事情」と認められたものが、介護保険施設等へ入所した時
- ・申請により「特段の事情」と認められたものが死亡した時

※「3 終了」については、太枠内の項目及び入所・死亡の内容を「居宅でモニタリングができない理由」欄に記入して下さい。急な死亡等により本人面接が行えなかった場合には、その旨も記入して下さい。

特段の事情の可否等については、諏訪広域連合介護保険課で協議後決定するため、回答までに時間がかかる場合があります。緊急にサービス利用を希望する場合は、電話等にて連絡の上、保険者（諏訪広域連合介護保険課）へお問い合わせください。